

令和 6 年 5 月 17 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01194

研究課題名（和文）電子的財産情報の刑法的保護に関する研究

研究課題名（英文）Protection of Electronic Financial Information by Criminal Law

研究代表者

永井 善之（Nagai, Yoshiyuki）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：50388609

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：電子的財産情報の刑事法的保護に関しては、現行法に係る解釈論的対応や近時の特別法整備などにより同情報に係る不正行為に対してもある程度は対応可能であるが、情報の記録状態と不正行為の態様の関係等によってはその規制につき更なる対応が要請されうること、また、高価値情報の流通を司るデジタルプラットフォーム事業者への法的規律がそこで扱われる諸情報の保護に有意でありうること、などを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

電子マネーや暗号資産といった財産的経済的価値を有する電子的な情報自体が通貨に匹敵するほどの機能を営むまでに至っている現代社会における、これらの情報に化体された財産的利益への刑法的保護の及ぶ範囲の明確化とともに、そのような保護を今後の技術や社会経済の進展下においても維持、実現可能な法的規制構造の構築のための将来的検討の理論的基盤の獲得にも資するものと思われる。

研究成果の概要（英文）：With regard to the criminal legal protection of electronic proprietary data, this study clarified that, to some extent, it is possible to deal with fraudulent acts involving this data through interpretive responses to existing laws and the recent development of special laws, but that further measures may be required to regulate such acts, depending on the relationship between the data recording status and the form of the fraudulent act, and that legal discipline of digital platform operators that control distribution of high-value data may be significant in protecting data handled on these platforms.

研究分野：社会科学

キーワード：暗号資産 電子マネー キャッシュレス 財産犯 刑法 経済刑法 デジタルプラットフォームビジネス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

我が国の現行刑罰法規においては、営業秘密などのごく一部についてを例外として、経済的もしくは財産的な価値を有するデータないし情報自体の不正な取得や利用などを直接的に規制する規定は存在しない。これは、情報が有体性を欠くことによるその規律範囲の限定の困難性などを背景とするものと考えられる。しかし、このような刑罰法規体系にあっては、電子的な決済の広範かつ著しい普及や、それに伴い電子マネーや暗号資産といった財産的経済的価値を有する電子的な情報（以下「電子的財産情報」）自体が通貨に匹敵するほどの機能を営むまでに至っている現代社会において、これらの情報に化体された財産的利益の保護や、それらが用いられる決済システム、取引システムの安全性やこれらに対する社会的信頼などの保護を十分に図ることが困難ともなりえよう。

そこで、さしあたり電子的財産情報自体の刑罰法的保護について、その望ましい在り方を探究する見地からは、これらの電子的財産情報につき、それに係る様々な不正行為が我が国の現行刑罰法規によってどの程度規制されうるかを検証することで、現行法による電子的財産情報の保護の可能性と限界を明らかにする必要がある。その上で、これを踏まえて、これらの情報の保護のために今後は如何なる立法的対応が要請されうるかという検討が求められる。またその際には、これらの電子的財産情報の価値は、それが取引や決済の場面での流通（可能）性を有することにも大きく依存するから、その実効的な保護という観点で重要となるこれらの流通に際しての法的規律の在り方についても考察の対象となる。

## 2. 研究の目的

本研究では、上記のような背景のもと、電子的財産情報の保護のための望ましい刑事法的規律の在り方の解明を目的とした。そのための過程として、上記のように、まず、現行法のもとでの電子的財産情報の保護の可能性と限界を明らかにするべく、金融取引をはじめとした個別的な取引領域における電子的財産情報関連の直近の法整備状況までも対象として、総合的かつ包括的な分析を試みた。

ついで、以上のような分析によりなお立法的対応が求められうる法的課題を明らかにするほか、電子的財産情報のより実効的な保護という観点で重要となる、これらの流通の場面における当該場の設定者、具体的にはデジタルプラットフォームビジネスの事業者に係る法的規律の可能性とその在り方を解明すること、更には、同事業者に係る将来的な立法的対応についての提言をも試みることを、などを目的とした。

## 3. 研究の方法

電子的財産情報の保護に係る法的規制の現状分析に際しては、現行法規の解釈論的考察はもとより、現実の法適用においては従来から蓄積されてきた判例理論がその根拠となることも大きいことから、これらの諸先例の分析にも注力した。このような裁判例の分析という手法は、近時その不正な生成ないし取得が相次いで問題化し、裁判例も登場している暗号資産をめぐる法的規制に係る検討に際しても行ったが、特に暗号資産に関しては、これらの具体的事件に関連して、それに関与した実務家や他の研究者との共同研究という形式をも採った。

また、デジタルプラットフォームビジネスに関しての考察に際しては、それらの法的規制につき先駆的な対応をなしてきた欧州やアメリカの法制をも参考とするというかたちでの比較法的考察をも重視した。

## 4. 研究成果

電子的財産情報の刑事法的保護に関しては、その不正な取得や利用につき、現行の法体系においても解釈論的にある程度は規制を及ぼすことが可能であること、しかしこれらの情報の記録状態と不正行為の態様の関係等によってはその規制につき立法的対応が求められることなどが明らかとなった。また、暗号資産に関しては、特にその金融取引に係る近時の法整備の結果、それを扱う者に係る業規制の確立や、取引関連規制を通じて資金調達主体、取引媒介者、投資家等の各プレイヤーに係る一定の規律が設定されたことで、制度的にその権利主体の保護の枠組みが整備されたと評価されうること、他方で、これらの規制の具体的適用範囲等については、その技術的な複雑性と金融システムの多様性とが相俟って、必ずしも抽象的一律的には確定されない部分もあることなどが明らかとなった。なお、暗号資産の不正な生成ないし取得について

は、特にその取扱所からの流出という事態につき電子計算機使用詐欺罪の成立可能性を前提とする裁判例が複数存在するところ、この点での同罪の成否についてはさらに検討を要することなどを確認した。

また、デジタルプラットフォーム事業者における諸情報の取扱いとの関係での国内外の法的規制体系に係る分析により、同事業者への規律がそこでの高価値情報の取扱いの安全性ないし当該情報の主体の利益の保護に作用する一方、その厳格な法的保護が同事業者等の情報取扱主体の不利益に作用しうる側面もあること、このためもあってか我が国でのその法規制の程度が先進諸外国によるそれに及んでいない部分もあり、グローバルな経済社会における情報保護法制のハーモナイゼーションの点で我が国での法規制にはなお課題があること、などを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 高木浩光、木下昌彦、西貝吉晃、永井善之、岡部天俊、水谷瑛嗣郎	4. 巻 (13)
2. 論文標題 コインハイブ事件最高裁判決を受けて（下）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 95-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/al.is.13.0_95	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 永井善之	4. 巻 (61)
2. 論文標題 個人情報・電子的財産情報（電子マネー・暗号資産）をめぐる刑事規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 61-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 永井善之	4. 巻 (2521)
2. 論文標題 不正指令電磁的記録に関する罪が保護するもの コインハイブ事件最高裁判決（最一判令4・1・20）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 120-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高木浩光、木下昌彦、西貝吉晃、永井善之、岡部天俊、水谷瑛嗣郎	4. 巻 (12)
2. 論文標題 コインハイブ事件最高裁判決を受けて（上）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 96-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/al.is.12.0_096	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 永井善之	4. 巻 65(2)
2. 論文標題 情報の取扱いに係るデジタルプラットフォームビジネスの刑事規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 105-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24517/00068972	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 永井善之	4. 巻 30
2. 論文標題 コインハイブ事件上告審判決	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊・新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 211-214
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 永井善之
2. 発表標題 コンテンツモデレーションの刑事法的義務づけ [ワークショップ・プラットフォームビジネスと刑事責任]
3. 学会等名 日本刑法学会第102回大会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 永井善之
2. 発表標題 情報の取扱いに係るDPFビジネスの刑事規制 [ワークショップ・経済刑法]
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 永井善之
2. 発表標題 コンピュータ・ウイルス罪の刑事法上の問題点について コインハイブ事件最高裁判決の分析を中心に [分科会・コンピュータ・ウイルス罪の現状 コインハイブ事件とアンドロイドアナライザ-事件のその後]
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第22回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 永井善之
2. 発表標題 金融刑法の動向 暗号資産関連規制を中心に
3. 学会等名 第5回武漢大学と関西経済刑法研究会との日中経済刑法検討会（国際学会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------